

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立江田島青少年交流の家利用細則

平成18年4月1日

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立江田島青少年交流の家規程第5-1号

平成20年4月1日

一部改正

平成21年4月1日

一部改正

平成22年4月1日

一部改正

平成23年2月1日

一部改正

平成24年7月1日

一部改正

平成24年9月25日

一部改正

平成25年4月1日

一部改正

平成27年3月26日

一部改正

平成27年8月19日

一部改正

平成29年3月15日

一部改正

令和3年1月27日

一部改正

令和5年7月26日

一部改正

(趣旨)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立江田島青少年交流の家（以下「当交流の家」という。）の利用に関し、必要な事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(利用の申込み)

第2条 当交流の家の利用については、利用希望日の前々年度10月1日から申込みを受付けるとともに、利用を希望する団体の代表者（以下「利用団体代表者」という。）は、所長があらかじめ定める書類を利用開始日の3か月前までに所長に提出するものとする。ただし、所長が認める場合は、この限りでない。

2 日帰り利用については、利用希望日の1ヶ月前から申込みを受付けるとともに利用団体代表者は、所定の申込書（様式第8号）を所長に提出するものとする。ただし、カッター研修を希望する場合は、利用希望日の3か月前から申込みを受付けるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、予め開催日を決め多方面への準備を伴う全国大会、国際交流事業、記念行事、先進的な教育事業等の目的による利用で所長が特に必要と認めた場合は、申込みの受付開始日以前に手続を行うことができる。

(利用者名簿の提出)

第3条 利用団体代表者は、利用開始日までに利用者名簿（様式第2号）を提出しなければならない。ただし、日帰り利用の場合は、省略することができる。

(利用の承諾の通知)

第4条 所長は、第2条の規定による申込みがあった場合は、当交流の家利用申込審査要領に基づき、団体登録（初回又は第19条第3項に基づく団体登録抹消後最初の利用申込みである場合）及び利用申込みの審査を行い、団

体登録の可否を判断する。可としたものについては申込みのあった活動内容を検討し、必要に応じて活動計画について指導及び助言を行うとともに、施設・設備の状況等を勘案の上、利用を承諾するものとし、様式第5号により、当該利用団体代表者に通知するものとする。

- 2 日帰り利用については、宿泊利用者の活動に支障がないことを確認の上、利用を承諾することとし、様式第5号により、当該利用団体代表者に通知するものとする。

(禁止事項)

第5条 当交流の家においては、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 特定の政党を支持し、又はこれに反するための政治教育その他の政治的活動
- 二 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動
- 三 専ら営利を目的とする活動

(統計資料等の提出)

第6条 利用団体代表者に対しては、利用に係る支払い情報の把握、利用の形態の把握及び利用統計並びに運営の改善のための資料として、利用団体票(様式第3号)の提出を依頼する。

- 2 前項の提出物と併せて、活動に使用する資料並びに利用団体代表者アンケート(様式第4号)の提出を求めることができるものとする。

(利用者の入・退所等)

第7条 利用者の入・退所時間は、原則として9時から16時までの間とする。

- 2 利用者は、当交流の家の生活に関するオリエンテーションを受けるものとする。

(標準生活時間)

第8条 利用者は、所長の定める標準生活時間により生活するものとする。ただし、所長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の標準生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設け、国旗及び所旗の掲揚・降納を行うものとする。

(職員の指導及び助言)

第9条 第4条の指導及び助言は、次の各号に基づき行うものとする。

- 一 利用の目的を明確にし、活動の内容、方法、時間、場所、人数等を活動プログラム等に適合させ、利用目的を達成できるようにすること。
- 二 入所及び退所の時刻を明確にし、交通の便を確保できるようにすること。
- 三 食事数及び宿泊人数を明確にすること。
- 四 利用の目的や活動内容等に適したオリエンテーションを実施すること。
- 五 所外の見学は、所定の条件を具備させること。
- 六 健康管理に配慮すること。
- 七 職員の勤務体制及び施設、設備、用具の数量、整備状況を配慮すること。
- 八 講義又は指導依頼については、内容、方法、時間等を配慮すること。
- 九 天候、気温等の気象条件を考慮すること。
- 十 その他利用に関し支障をきたさないようにすること。

(調整プログラム等)

第10条 提出された活動プログラムは、必要に応じ調整するものとする。

- 2 調整されたプログラムは、様式第6号により事前に利用団体代表者に通知するものとする。

(実施届等の提出)

第11条 当交流の家職員が指導するプログラムについてはプログラムごとの実施届等を所定の期日までに提出するものとする。

(利用者の負担)

第12条 利用者は、所定の経費を負担するものとする。

(宿泊室等の清潔保持)

第13条 利用者は、宿泊室等の清潔を保つため、相互に協力して清掃及び整理整頓に努めるものとする。

(食事等)

第14条 利用者の食事は、当交流の家において定める献立により行うものとする。ただし、所長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の食事の費用は、利用者の負担とする。

(酒類の飲用・喫煙の制限)

第15条 利用者は、所長の指定する場所、時間以外で酒類を飲用してはならない。

2 利用者は、所定の場所以外で喫煙してはならない。

(破損、亡失の届出及び弁償責任)

第16条 利用者が、当交流の家の施設・設備を破損又は亡失したときは、利用団体代表者は、様式第7号によりその旨を届け出るとともに、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(諸規則の遵守等)

第17条 利用者は、当交流の家の諸規則を守り、ほかの利用者等に迷惑の及ぶ行為を行ってはならない。

2 所長は、前項の規定に違反した者に対して、退所を命ずることができる。

(利用承諾の取消)

第18条 所長は、当交流の家を利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条に規定する承諾を取消することができる。

一 第5条各号及び第17条第1項に違反するおそれがある場合

二 その他所長が特に必要と認めた場合

(利用申込みの受付制限及び団体登録の抹消)

第19条 50名以上の利用人数で承諾を得た団体が、利用日までの3か月以内に団体の都合によりキャンセルの申し出をした場合、又は利用人数のうち50名以上が利用日までに減少した場合、若しくは利用人数の3割以上に当たる人数が減少した場合は、その団体の利用に関し、2年間受入を制限することができる。

2 所長は、第4条による利用を否とする決定及び前条による利用承諾の取消が行われた利用団体について、期間を定めて利用申込みの受付を制限することができる。

3 前項に定める利用を否とする決定又は利用承諾の取消となった活動等が重大又は悪質なものであると所長が認めた場合は、前項の規定に関わらず、団体登録の抹消をすることができる。

(雑則)

第20条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日一部改正)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日一部改正)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月1日一部改正)

この細則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月1日一部改正)

この細則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日一部改正)

この細則は、平成24年9月25日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日一部改正)

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日一部改正)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月1日一部改正)

この細則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月15日一部改正)

この細則は、平成29年3月15日から施行する。

附 則 (令和3年1月27日一部改正)

この細則は、令和3年1月27日から施行する。

附 則（令和5年7月26日一部改正）

この細則は、令和5年7月26日から施行する。